

# 令和2年度 公文書開示状況（7月決定分）

## 港湾局

### 表の見方

#### <決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
  - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R2. 6. 17	R2. 7. 1	1. 「令和元年度塩浜運河（東陽一丁目ほか1箇所）内部護岸地盤改良工事」のうち 工種別内訳書8ページの汚濁防止膜賃料（枠損料含む）（床掘工、8m×8m、33日及び 工種別内訳書9ページ汚濁防止膜賃料（深層混合処理杭、5m×2.5m、221日）の単価 算定根拠 2. 「令和元年度京浜運河（大井JCT）防潮堤建設工事」のうち 工種別内訳書19ページの汚濁防止枠損料算定根拠及び汚濁防止膜賃料（床掘、盛土土砂 撤去、8m×8m、17日）及び汚濁防止膜賃料（深層混合処理工、2.5m×2.5m、28 日）の単価算定根拠	6	1													東京港建設事務所 海岸整備課	
2	R2. 6. 24	R2. 7. 3	「平成28年度岡田港先客待合所及び津波避難施設新築その他工事」、「平成28年度岡田 港先客待合所及び津波避難施設（新築）昇降機設備工事」、「平成28年度岡田港先客待 合所及び津波避難施設（新築）空調設備工事」、「平成28年度岡田港先客待合所及び津 波避難施設（新築）給排水衛生設備工事」、「平成28年度岡田港先客待合所及び津波避 難施設（新築）その他電気設備工事」、「平成28年度岡田港先客待合所及び津波避難施 設（新築）その他電気設備工事（その2）」 に係る起工書の内訳書	216	1													港湾局 離島港湾部 管理課	
3	R2. 6. 25	R2. 7. 8	「平成29年度10号地第二荷役機械器具置場解体工事」の 「工事内訳書」、「種目別内訳書」、「科目別内訳書」、「中科目別内訳書」、「細目 別内訳書」	17	1													港湾整備部 施設建設課 港湾道路管理課	
4	R2. 6. 25	R2. 7. 9	・「平成24年度臨海副都心におけるMICE・国際観光拠点化に向けた開発コンセプト等調 査委託」に係る報告書、要点版、概要版及びパース ・「平成25年度臨海副都心におけるMICE・国際観光拠点化に向けた開発コンセプト等調 査委託」に係る報告書 ・「平成26年度臨海副都心における公共空間の一体利用等調査委託」に係る報告書、報 告書要点版及び報告書概要版 ・「平成27年度臨海副都心におけるMICE施設の整備・運営手法等検討委託」の報告書、 報告書（要点版）、報告書（概要版）、報告書（平面図）及び報告書（イメージパー ス） ・「平成29年度臨海副都心青海地区北側開発に関する調査委託」に係る報告書、報告書 要点版及び報告書概要版	727	1													港湾局 臨海開発部 開発企画課	
5	R2. 6. 15	R2. 7. 14	港湾工事設計単価表	202	1						1						1	・港湾工事設計単価表（令和2年4月1 日）の一部は、法人が販売する月刊誌等 の刊行物に掲載されている単価情報を引 用した単価である。これらの単価情報は 当該法人が保有する販売上の情報であ る。引用した単価が開示された場合、刊 行物を購入することなく不特定多数が単 価情報入手し得ることになるため、刊 行物の販売に影響を及ぼすこととなる。 当該法人にとって、刊行物の販売収入は 事業運営を支える根幹であり、刊行物の 販売が阻害された場合、事業活動が損な われることとなり、当該法人の競争上又 は事業運営上の地位が損なわれると認め られる。（条例第7条第3号に該当） ・港湾工事設計単価表の一部を公開す ることにより、当該法人と都との信頼関係 が損なわれ、今後の適切な単価設定に支 障が生じるおそれがある。（条例第7条 第6号に該当）	港湾局 港湾整備部 技術管理課 港湾道路管理課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
																		<p>・主要資材発注予定報告書のうち、別紙主要資材発注予定表（機器及び材料の欄を除く。）は、昇降機設備工事は、性能を指定し発注するものである。事業者は、様々な部品を組み合わせ一体として性能を発揮するよう昇降機を設計しており、設計にあたっては、独自の技術力及びそれまでの設計、試験、保守等から得たノウハウを駆使している。また、事業者は部品の調達のため、営業力を駆使して調達ルートを構築し、一定の基準を満たした、より性能の良い部品を、できるだけ安価に調達することで利益を上げる努力をしていることから、これらのノウハウ等は事業者が培ってきた成果である。よって、事業者が提出した主要資材発注予定報告書の別紙主要資材発注予定表に記載された主要資材の製作者名等は、事業者の独自の昇降機製造技術及び部品調達のノウハウに係る秘密情報である。このことから、本件非開示情報を開示することにより、特定の事業者の昇降機製造に係る秘密情報を同業他社に与えることとなり、事業者の営業利益が圧迫されるなど、事業運営上の地位が損なわれると認められる。（条例第7条第3号に該当）</p> <p>・主要資材発注予定報告書のうち、主要資材発注予定報告書は、東京都が受注者である事業者に対し、昇降機製作に着手する前に提出を義務付けている。主要資材発注予定報告書は、あらかじめ使用部品を、把握し、例えば事故のあったメーカーにより製作された部品が含まれているか否かを確認するなどのための資料である。また、この報告書の確認結果によっては、事業者により部品メーカーの変更について申し入れるなど、より安全な昇降機設備を完成させることができる。しかし、これらを開示した場合、今後、事業者は主要資材発注予定報告書を提出する際、公開されることを前提として、経営方針が推測されないよう詳細の記載をためらったり、大まかな記載にする可能性がある。その結果、使用部品を正確に把握し、確認することができなくなる等、工事施行の適正な遂行に支障を及ぼすものであると認められる。（条例第7条第6号に該当）</p>	